



紛争解決の要点 ニュースレター

2013年12月号

外国公務員贈賄罪 – 「三件目の執行」

ベーカー・マッケンジー法律事務所の訴訟・仲裁グループは、国内外の訴訟事件や仲裁案件はもとより、欧米各国とエマージングマーケット諸国を含めた世界各国における様々なトラブル処理とリスク対応に携わっております。本ニュースレターでは、実際に紛争を解決するうえでの要点をお伝えするとともに、国内外の紛争解決の実務に関わる最新トピックをご案内いたします。

今月号では、日本における外国公務員贈賄罪の3件目の執行となり、同罪が中国の公務員への贈賄に適用された初めてのケースであるフタバ事件をとりあげ、日本企業が中国における贈賄リスクに対応する方法について検討します。

1. フタバ事件

2013年9月11日、自動車マフラー最大手であるフタバ産業の元専務が、中国の地方政府幹部に対する贈賄をめぐり、外国公務員贈賄罪（不正競争防止法第18条）の疑いで逮捕された。その後、10月3日に略式起訴され、罰金50万円の略式命令が下された。報道によれば、フタバは、2001年に中国へ進出して以来、現地法人を通じて合計数千万円の賄賂を中国政府幹部に渡していたという。しかし、今回起訴されたのは法令違反の罰金を軽くするために贈られたという現金と女性用バックの合計60万円相当に限られる。

2. 過去3件の外国公務員贈賄事件から読み解く執行傾向

日本における外国公務員贈賄罪の立件数はフタバ事件を含めて現在までに3件存在する。これらの執行状況から、以下の3点の傾向を読み解くことができる。

- ① **日本の捜査当局は、執行に対して「受け身」の姿勢**
外国公務員贈賄罪が1999年に導入されて十数年が経過しているが、日本の経済規模から、わずか3件という執行件数は国際的にもかなり少ない。日本の当局は、立件が容易な機会があれば執行するに過ぎないと考えられる。
- ② **少額贈賄でも立件**
第1件目の執行となった九電工ゴルフセット事件（2007年）は、来日中のフィリピンの捜査局局长ら2名にゴルフクラブセット合計約80万円相当を贈った事件である。このことから、数十万円程度の賄賂でも、立件するという立場であると考えられる。
- ③ **アジア地域に執行が集中**
第2件目のPCI事件（2009年）もアジアで発生した事件であり、建設業関連の事業を受注するため、ベトナム高官に贈賄したことが問題となった。さらに、実際には立件されなかったが、日本の大手商社によるインドネシア鉄道省元鉄道局長への日本国内でのゴルフ接待の件も、アジア地域の事件である。これは、日本企業は経済発展を続けるアジアに多く進出しているものの、現地の政府機関では、上層部から下層部に至るまで汚職が依然として蔓延しているためであると考えられる。

3. 執行件数がわずか3件であるのはなぜか

二つ原因があると考えられる。一つ目は、日本の捜査当局が、米国の司法省（DOJ）などと比べて国際対応が十分ではないという点である。実際に執行された件でも日本国内で捜査がほぼ完結する件に限って執行しているものと思われ、捜査体制・捜査手法の観点から限界があると考えられる。二つ目は、外国公務員贈賄罪の法文である。すなわち、刑法上の贈賄罪にはない「営業上の不正の利益を得るために」という要件が加えられている。これにより、単に外国公務員の職務に関して賄賂を渡しただけでは立件できず、賄賂を渡した具体的な目的を立証しなければならない。国際捜査体制の限界から、賄賂を受け取った側から自白調書を取ることのできないので、贈賄者側の自白などの協力がなければ立証が難しい。

4. 中国贈賄規制の適用も

フタバの件は、外国公務員贈賄罪が、中国の公務員への贈賄につき適用された初めてのケースである。中国での汚職が著しいことは周知の通りである。特に中国ではキックバック(リベート)の習慣があり、公務員に限らず担当者が職権を用いて個人的に利益を受けることについてモラルが一般に低い。しかし、最近では、習近平政権の下、貧富の格差などから高まる社会不満を反らすためか、元重慶市書記・薄熙来氏の無期懲役判決、英国系製薬会社の主要従業員逮捕など、公務員の汚職撲滅に対する取り組みを進めている。

そこで、日本の外国公務員贈賄罪以外にも、中国の現地贈賄規制に注意すべきである。中国では、公務員に対する贈賄のみならず、私人間の贈収賄も処罰対象となる特徴を有する。また、中国最高検察院は、訴追ガイドラインを発表しており、例えば収賄者が個人から5千元(約6万円)以上の賄賂を受け取れば起訴するとしている。また、一般に、公務員への贈答に関しては、200人民元(約2500円)を超えれば公務員が報告義務を負うとされている。このような金額基準を参考に、現地の実態を理解し、対応策を見直す必要がある。

5. いかに贈賄リスクに対応すべきか

実際に現地では何が起きているのかを実地調査により把握することをお勧めしたい。すなわち、本社から現地へ赴いて、①贈答・接待の実際を知り、②規則・契約文言の整備状況を確認し、③サンプリングなどによる不透明な取引・支出の有無などを調査し、現地の管理体制が十分であるか、現地で不正が握りつぶされていないかを確認することが望まれる。

以上

For more information

本ニュースレターに関するお問い合わせ先

西垣 建剛
パートナー
Tel: 03 6271 9473
kengo.nishigaki@bakermckenzie.com

吉田 武史
アソシエイト
Tel: 03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com

ベーカー & マッケンジー
法律事務所(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アーケヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

[Privacy Policy](#)

ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本書面に関し、ベーカー & マッケンジー法律事務所又はその所属専門家その他の所員(以下併せて「当事務所」といいます)に対して、電子メール等により返信をお送りいただくときは、その返信によって直ちに送信者と当事務所との間に何らかの専門職業務の委任関係が成立するわけではないことにご留意下さい。

本書面の内容に関するか否かに関わりなく、当事務所との委任関係が成立するためには、当事務所が受任を承諾することが必要となります。こうした事前の受任承諾か、又は少なくとも受任前の事前相談を受けることへの承諾がなされていない限り、当事務所に対して秘密又は非公知と思われる情報を送付しないようお願い致します。かかる承諾がないまま送付された情報は、すべて非秘密又は公知の情報とみなされ、守秘の対象外となります。